埼玉県立総合教育センター施設開放事業実施要綱

第１条（趣旨）
　この要綱は、埼玉県立総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）を広く県民に開放し、県民の学習・健康増進、体力向上、スポーツ活動の振興に資するとともに、地域に開かれた施設づくりを推進するため、総合教育センターの体育施設を地域に開放する事業（以下「施設開放事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

第２条（事業主体及び実施主体）
　施設開放事業の事業主体は、総合教育センターとする。

第３条（利用者の負担）
　使用料は免除とする。ただし、照明施設の利用にかかる費用は、原則として利用者がこれを負担する。納入額等については、別に定める。

第４条（賠償）
　施設開放事業の利用者が、利用に際し、総合教育センターの施設又は設備に損害を与えた場合、総合教育センターが相当と認める現品又は金額を賠償しなければならない。ただし、総合教育センターがやむを得ない理由があると認めた場合は、賠償額を減額し、又は免除することができる。

第５条（施設開放事業の地域住民への広報）
　総合教育センター所長は、施設開放事業を地域住民に知らせ、開かれた環境つくりに努める。

第６条（その他）
　事業の実施にあたっては、埼玉県立総合教育センター施設開放事業実施要領に基づくものとする。
　この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、総合教育センター所長が別に定める。

附　則
１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。